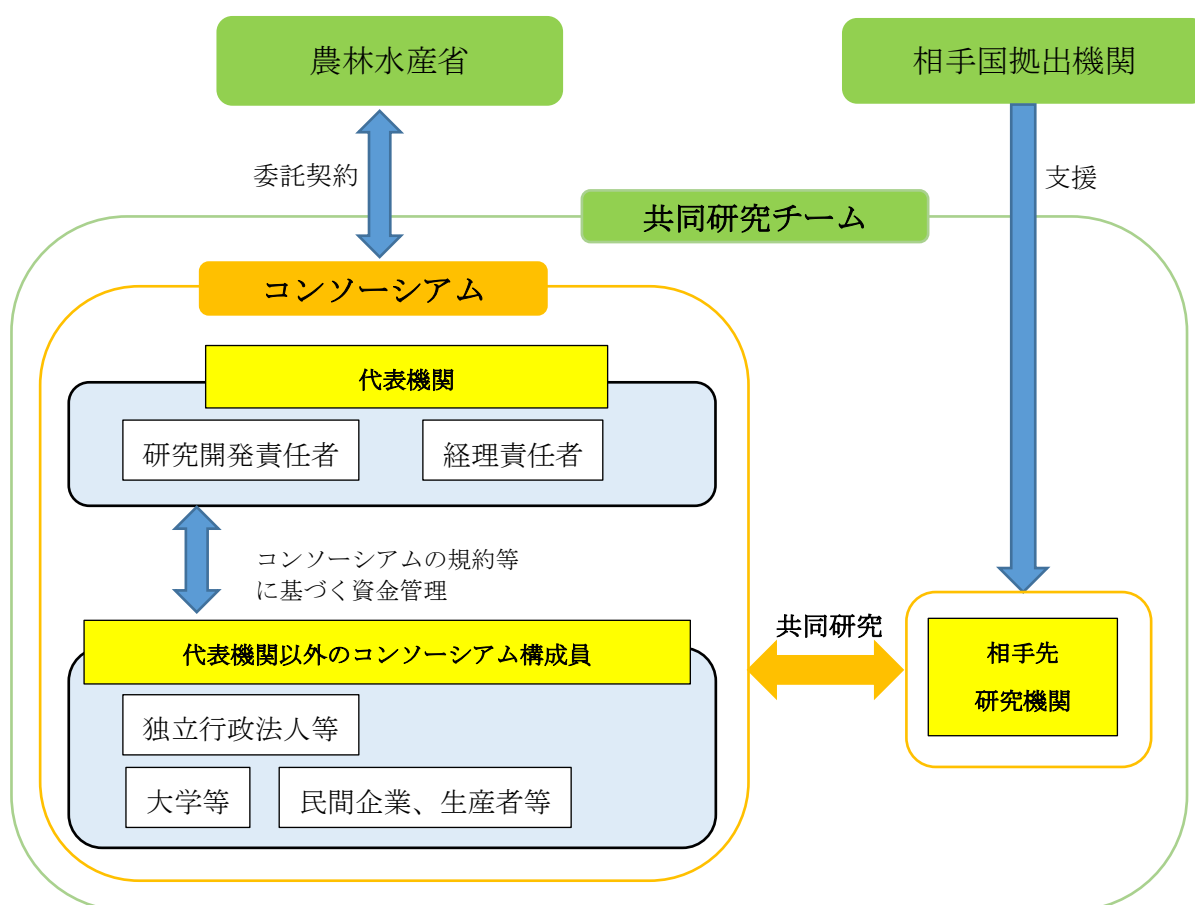


戦略的国際共同研究推進委託事業のうち
二国間国際共同研究事業に係る契約方式について

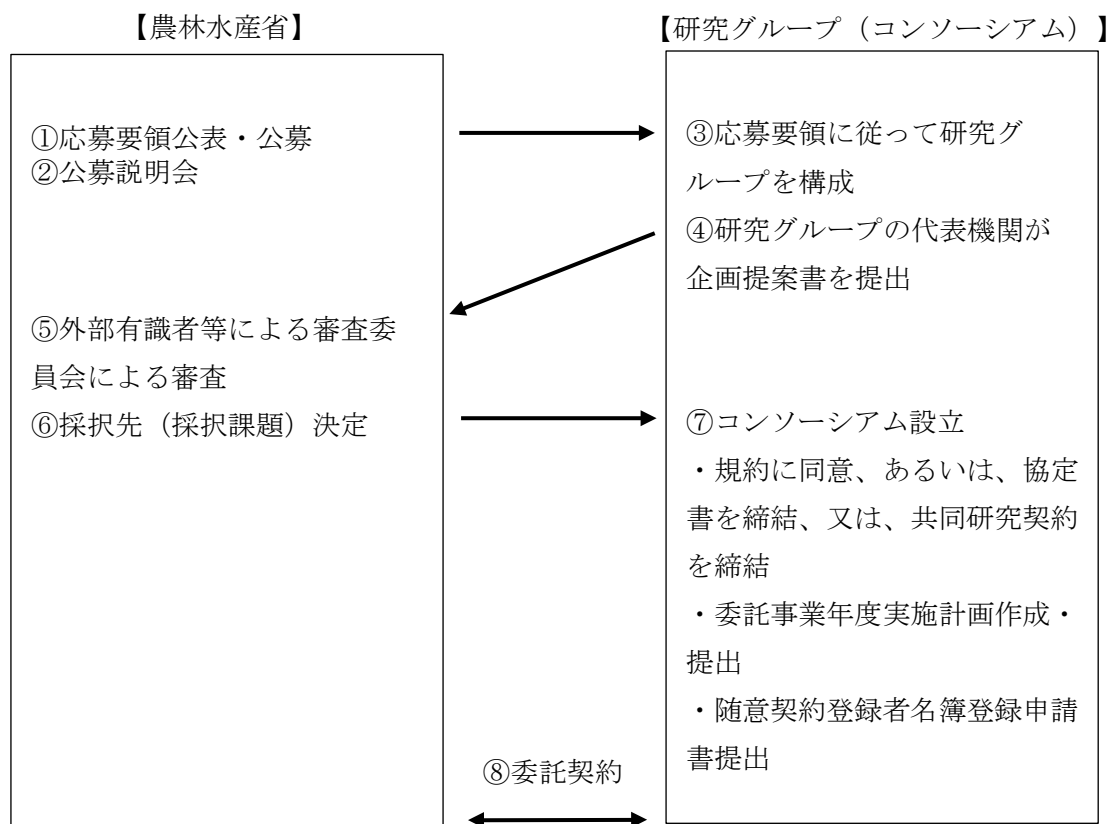
日本側の研究機関等として、複数の研究機関で構成される研究グループが、戦略的国際共同研究推進委託事業のうち「二国間国際共同研究事業」への応募及び当該事業の実施を行う場合には、複数の研究機関等が共同して研究グループを構成している実態、研究機関等相互の協働等を考慮し、関係する複数の研究機関が合意して構成したコンソーシアムに農林水産省との契約を締結していただくこととしています。

その際の事務の流れは次の１．及び２．のとおりです。



※コンソーシアムと農林水産省との契約に当たっては、コンソーシアムの代表機関に農林水産省と契約していただきます。戦略的国際共同研究推進委託事業のうち「二国間国際共同研究事業」応募要領Ⅳの２「コンソーシアムの要件」を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究費は、各研究機関等に責任を持って執行していただきます。なお、国際共同研究相手先機関とコンソーシアムは、共同研究チームとして共同研究にあたっていただきます。

1.公募から契約締結までの事務の流れ



※注1：⑦により、コンソーシアムとして契約する体制を構築

※注2：随意契約登録者名簿登録申請書は、単独で応募した者が農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する場合は提出不要。

2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）

